

## 第92号議案

ふじみ野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16  
第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以  
下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（基準）

第2条 最低基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7  
年内閣府令第1号）の定めるところによる。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市  
長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月28日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

### 提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号  
）の施行に伴い、ふじみ野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9  
6条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。